

第4章

全体構想

-
- 4-1. 都市づくりの理念・将来都市像・都市づくりの基本方針
 - 4-2. 将来フレーム
 - 4-3. 将来都市構造
 - 4-4. 都市づくりの分野別方針
-

～全体構想の構成～

全体構想は、市全体の都市づくりの基本方針や将来フレーム、将来都市構造を定めるとともに、これらの内容を踏まえ、都市づくりの分野別方針を定めるものです。

＜全体構想の構成＞

4-1. 都市づくりの理念・将来都市像・都市づくりの基本方針

…本市の都市の課題を踏まえ、今後、概ね 20 年後に目指すべき都市づくりの理念と将来都市像、都市づくりの基本方針を設定しました。

＜整理内容＞

①都市づくりの理念

②将来都市像

③都市づくりの基本方針

4-2. 将来フレーム

…本計画の目標年次である令和 22 年（2040 年）の人口及び産業（工業）フレームの設定を行いました。

＜整理内容＞

①人口フレーム

②産業（工業）フレーム

4-3. 将来都市構造

…都市を構成する要素として、「都市核（拠点）」、「都市軸（ネットワーク）」、「土地利用（ゾーン）」の3つから、将来都市構造図を作成しました。

＜整理内容＞

①都市核（拠点）

②都市軸（ネットワーク）

③土地利用（ゾーン）

④将来都市構造図

4-4. 都市づくりの分野別方針

…上記の「都市づくりの理念・将来都市像・都市づくりの基本方針」、「将来フレーム」、「将来都市構造」を踏まえ、都市づくりの分野別方針を作成しました。

＜整理内容＞

①土地利用に関する方針（市街化区域の土地利用、市街化調整区域の土地利用）

②市街地整備に関する方針

③都市施設の整備方針（道路の整備方針、交通施設の整備方針、公共交通の整備方針、公園・緑地の整備方針、河川・下水道の整備方針）

④都市環境の形成方針（自然環境の保全方針、都市景観の形成方針、防災環境の整備方針、循環型社会の形成方針）

4-1. 都市づくりの理念・将来都市像・都市づくりの基本方針

本市の都市の課題を踏まえ、今後、概ね 20 年後に目指すべき都市づくりの理念と将来都市像、都市づくりの基本方針を以下の通り設定します。

地方自治体における SDGs^(※1)の取組は地域課題解決に資するものであり、SDGs の取組を原動力とした地方創生の推進が期待されていることから、将来都市像の実現に向け、関係性の強い SDGs の取組について整理を行います。

《都市づくりの理念》

① 誰もが快適に暮らし続けることのできる都市づくり

人口減少・超高齢社会^(※2)においても、市民の生活の質を維持し、持続可能な地域社会を構築していくことが求められます。

このため、高齢者や障がい者、子育て世代など、誰もが快適に暮らし続けることのできる文化的な都市づくりを目指します。

② 優れた交通利便性を活かした、産業の活力ある都市づくり

本市には東名高速道路、新東名高速道路などが位置し、東京圏、名古屋圏との総合アクセスに優れた立地環境を有しています。

このため、優れた交通利便性を活かし、産業の活力のある都市づくりを目指します。

③ 多くの市民や来街者で賑わう観光と交流の魅力ある都市づくり

富士山や御殿場プレミアム・アウトレットなどは国内外から多くの集客がある観光拠点であるほか、本市は東京 2020 オリンピック自転車競技ロードレース会場に選ばれました。

このため、多くの市民や来街者で賑わう観光と交流の魅力ある都市づくりを目指します。

④ 豊かな自然環境・景観資源と調和する都市づくり

本市は、富士山や箱根外輪山をはじめとする豊かな自然環境や美しい景観資源を有しています。

このため、豊かな自然環境・美しい景観資源と調和した都市づくりを目指します。

⑤ 安全・安心な暮らしを実現する防災・減災の都市づくり

今後発生が懸念される南海トラフ地震や近年頻発する風水害・土砂災害などの自然災害に対し、事前に対策を講じることが重要です。

このため、災害に強く、将来にわたり安全・安心に暮らすことのできる都市づくりを目指します。

《将来都市像（都市づくりのテーマ）》

**富士山のふもと 誰もが暮らしたくなるまち
～みんなに愛され、選ばれる持続可能なまちづくり～**

(※1) 2015 年 9 月の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のために、2030 年を年限とする 17 の国際目標

(※2) 65 歳以上の高齢者の人口割合が全人口の 21%以上を占めている社会

「都市づくりの基本方針」

① 快適に暮らし続けることができる利便性の高い生活環境の形成



- 既成市街地や既存集落地において、地域性を配慮した生活サービス施設などの立地誘導を図り、身近な環境で暮らし続けることができるコンパクトで文化的な生活環境の形成を図ります。
- 幹線道路や生活道路の整備、公共交通の機能強化により、誰もが快適に移動できる環境の形成を図ります。
- 人口動向などに配慮し、公共施設の適切な維持管理や配置、空き家なども含む既存ストックの活用促進に取り組み、都市経営の安定化を図ります。

② 交通利便性を活かした、新たな産業・雇用環境の形成



- 既存工業地の維持・保全に努めるとともに、新東名高速道路などの広域交通利便性を活かした、新たな工業地の創出や就労機会の拡大を図ります。
- 本市の玄関口である JR 御殿場駅周辺において、快適で賑わいや魅力のある商業・業務地の形成を図ります。
- 優良農地の保全に努めるとともに、農産物のブランド化など、農業の振興・活性化を図ります。
- Society5.0^(※1)により実現する全体最適化の社会構築に向けて、ICT^(※2)やIoT^(※3)、AI^(※4)、ビッグデータ^(※5)など新技術の積極的な活用を図り、産業の効率化、高付加価値化の促進を図ります。

③ 御殿場の地域資源を活かした魅力ある観光・交流環境の形成



- 富士山や箱根外輪山の自然環境や歴史的・文化的資源などの地域資源を活用した観光交流の振興・活性化を図ります。
- 多くの市民や来街者が集まる施設周辺などにおいて、ユニバーサルデザインやバリアフリーなどに配慮した環境整備を促進し、観光客の受け入れ環境の充実・強化を図ります。
- SNS^(※6)や口コミなど、多様な観光情報の発信・PRツールを活用し、観光プロモーションの強化を図ります。
- スポーツ・アクティビティ・体験レジャー施設などの環境整備を進め、東京 2020 オリンピック・パラリンピックをはじめ、市全域でのスポーツツーリズムのより一層の推進を図ります。

④ 豊かな自然環境と調和した誇りある都市景観の形成



- 適正な土地利用を誘導し、既存の自然環境・景観資源を維持・保全するとともに、地域資源の積極的な活用促進により、地域性を感じられる美しい都市景観の形成を図ります。
- 「エコガーデンシティ構想」などの取組みに基づき、生物多様性の確保など自然と共生する環境づくりや、再生可能エネルギーや先端技術の積極的な活用を促進し、循環型社会の形成を図ります。
- 富士山の麓の環境都市として、“環境版シリコンバレー”^(※7)を目指した未来のまちづくりを推進します。

⑤ 災害に強く安全安心に暮らすことのできる防災環境の形成



- ハード・ソフト両面の防災・減災対策の強化により、災害に強い地域環境の形成を図ります。
- 河川改修、急傾斜地崩壊対策のほか、建物の不燃化・耐震化を図ります。
- 地域住民への防災マップや災害情報などの積極的な提供・周知に取り組み、自主防災意識の向上と地域の防災活動の活性化を図ります。

(※1) 先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、イノベーションから新たな価値が創造されることにより、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることのできる人間中心の社会

(※2) 情報通信技術。Information & Communications Technology の略

(※3) 様々な物がインターネットにつながる、モノのインターネット。Internet of Things の略

(※4) 人工知能。Artificial Intelligence の略

(※5) ICTの進展により生成・収集・蓄積等が可能・容易になる多種多様なデータ

(※6) 登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービス。Social Networking Service の略

(※7) 世界遺産富士山の麓において、日本の環境を世界に発信する「産」「学」「官」が集積した未来都市像

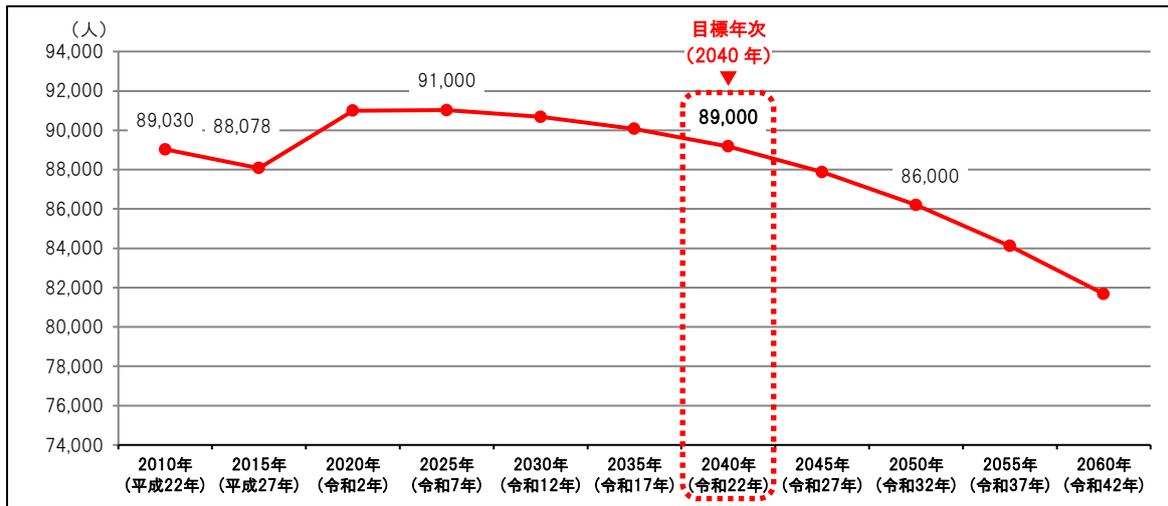
4-2. 将来フレーム

本計画の目標年次である令和22年（2040年）の人口及び産業（工業）フレームを設定しました。

（1）人口フレーム

本計画の目標年次である令和22年（2040年）における人口を約8.9万人と設定します。なお、目標人口は、「第四次御殿場市総合計画」、「御殿場市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」と整合したものととなります。

＜御殿場市の人口の将来展望＞



※平成27年までは国勢調査実績値

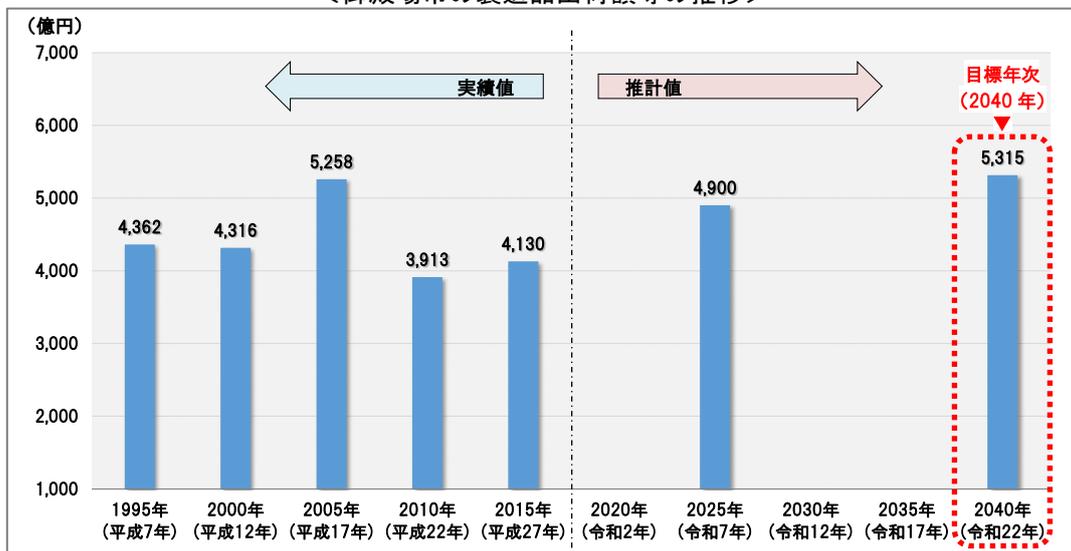
【出典】第四次御殿場市総合計画、御殿場市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン

（2）産業（工業）フレーム

本計画の目標年次である令和22年（2040年）における製造品出荷額等を約5,315億円と設定します。なお、目標値は、「第四次御殿場市総合計画（後期基本計画）」と整合し、静岡県 の推計した産業フレームを参考として独自に推計したものととなります。

本市では、今後も新東名高速道路が開通するなど、新たな産業インフラの整備が予定されていることから、更なる産業の振興や雇用の創出が期待されます。

＜御殿場市の製造品出荷額等の推移＞



【出典】第四次御殿場市総合計画（後期基本計画）

【参考】平成30年度 東駿河湾広域都市計画区域他都市基本計画策定業務委託（人口フレーム及び産業フレーム設定）報告書（静岡県）より作成

4-3. 将来都市構造

(1) 将来都市構造図の構成

都市を構成する要素として、都市機能を維持・保全し、重点的に集積を図る「都市核（拠点）」、都市や拠点間を有機的にネットワークする「都市軸（ネットワーク）」、まちづくりや土地利用のベースとなる「土地利用（ゾーン）」の3つがあり、本市では次のように位置づけます。

① 都市核（拠点）

■ 都市拠点

本市の中心地であるJR御殿場駅・御殿場市役所周辺を「都市拠点」に位置づけ、商業・業務機能や公共・公益施設の集積・維持保全を図り、人々が快適・便利に暮らすことができる魅力的な拠点の形成を目指します。

■ 地域拠点

御殿場市役所及び各支所周辺（富士岡、原里、玉穂、印野、高根）を「地域拠点」に位置づけ、周辺の自然環境との共生を図りながら、既存集落地内で安心して生活できる拠点の形成を目指します。

■ 観光・交流・レクリエーション拠点

陸上競技場、市体育館などを含んだ総合体育施設周辺や御殿場プレミアム・アウトレット周辺などの観光施設周辺を「観光・交流・レクリエーション拠点」に位置づけ、施設の機能強化や周辺環境の改善を図りながら、多くの市民や来街者が集い、賑わう交流拠点の形成を目指します。

■ 歴史・文化拠点

深沢城跡、御厨御殿（御殿場地名発祥の地）などの歴史資源周辺や東山旧岸邸、秩父宮記念公園などの文化資源周辺を「歴史・文化拠点」に位置づけ、地域資源や施設の保全・活用を図りながら、御殿場の歴史・文化を後世に引き継ぐ拠点の形成を目指します。

■ 産業拠点

既存工業団地周辺や新規工業団地予定地を「産業拠点」に位置づけ、既存の工業団地などの保全や幹線道路沿道への新たな用地の確保を図り、地域振興に寄与する産業拠点の形成を目指します。

②都市軸（ネットワーク）

■広域連携軸

東京圏・名古屋圏をはじめとする市外との広域的な連携を図る、東名高速道路や新東名高速道路、国道 138 号、国道 246 号、国道 469 号、JR 御殿場線を「広域連携軸」に位置づけます。

■環状軸

市街地を環状に連絡し、都市拠点及び地域拠点を結ぶ道路である、（都）御殿場高根線や（都）東部幹線、（都）高根西部幹線を「環状軸」に位置づけます。

■交流軸

地域拠点や観光・交流・レクリエーション拠点、歴史・文化拠点との連携を図る、広域農道（ロマノンチック街道）^(※1) や団地間連絡道路、（主）御殿場大井線を「交流軸」に位置づけます。

■産業軸

工業団地などを連絡する（都）神場板妻線や（仮称）板妻神場線、市道 4574 号線、市道 0237 号線外を「産業軸」に位置づけます。

③土地利用（ゾーン）

■豊かな暮らしゾーン

市街化区域内では、快適な生活を営むため、日常生活に必要な生活サービス機能の維持・集積を図ります。

また特に、JR 御殿場駅及び御殿場市役所周辺では、本市の都市拠点として、公共公益施設をはじめとする高次都市機能の維持・集積を図ります。

■ゆとりの暮らしゾーン

市街化調整区域内の国道 246 号と（都）御殿場高根線とのエリアでは、自然的・農業的土地利用との整合を図りつつ、生活利便性の高い、ゆとりある住環境の形成を図ります。

■工業ゾーン

市西部に広がる工業団地（工業系用途地域）周辺では、本市の産業を支える工業機能の維持・集積を図ります。

(※1)箱根山麓を南北に通過する幹線道路の通称名

■ 自然環境共生ゾーン

市街化調整区域内の既存集落地では、周辺の営農環境などに配慮しつつ、集落地内での生活環境の維持・改善を図ります。

市街化調整区域内の農地などについては、過度で拡散的な開発を抑制し、自然環境の保全を図るとともに、地域資源を活用した観光振興の促進を図ります。

■ 自然環境保全ゾーン

箱根外輪山など、本市の外縁部にある優れた自然資源である市街化調整区域内の山林、樹林地については、都市の骨格を構成する緑地として保全を図ります。

■ 観光・交流ゾーン

広域農道（ロマンチック街道）や団地間連絡道路の沿道エリアについては、恵まれた自然環境や交通条件を活かし、観光・交流やレクリエーション・保養の場としての拠点機能の強化・活用を図るとともに、歴史・文化などの地域資源を活かした土地利用や環境整備を図ります。

■ 新 IC 周辺土地利用構想エリア

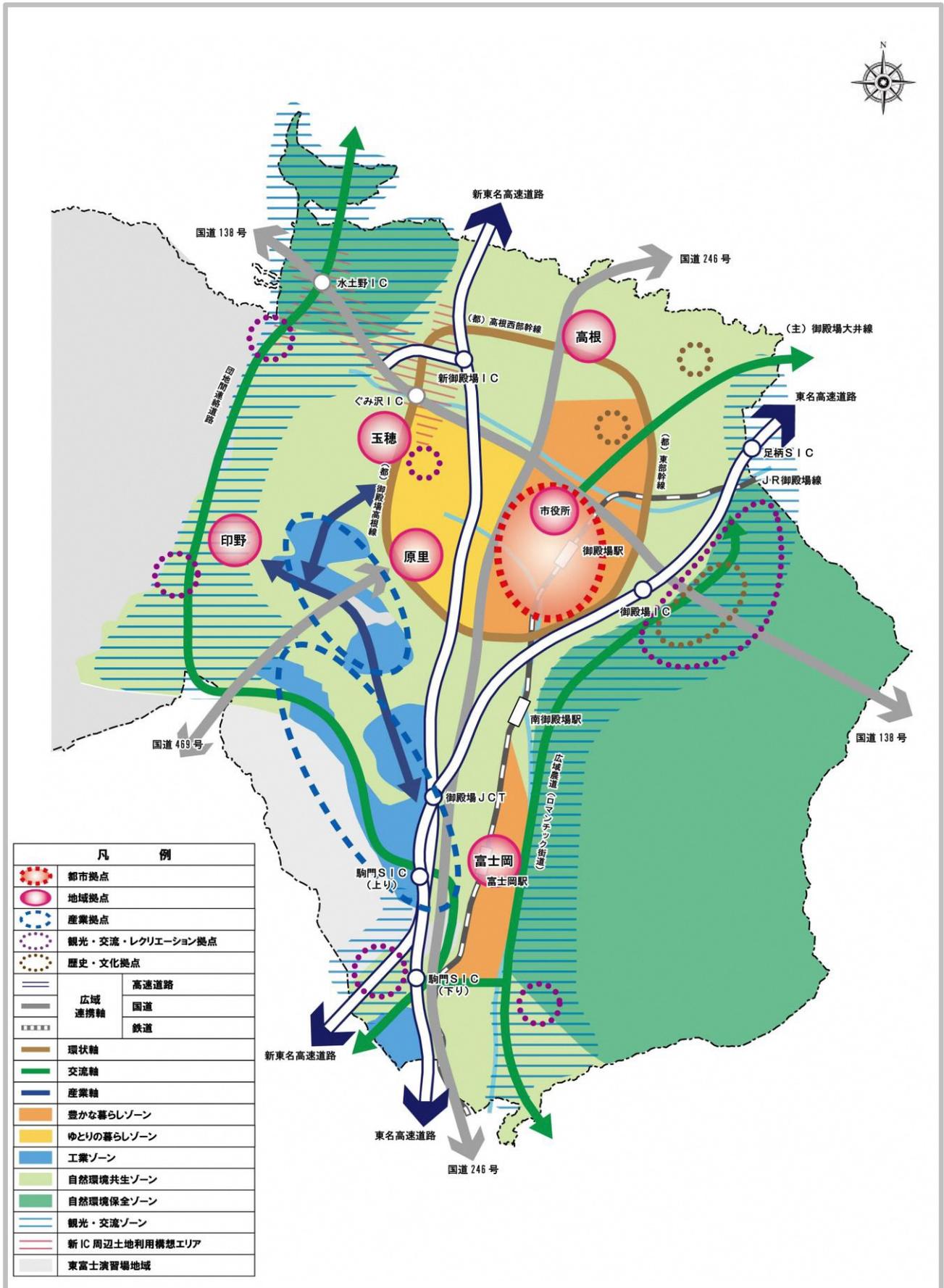
新東名高速道路新御殿場 IC^(※1)周辺では、「新東名高速道路等 IC 周辺土地利用構想」に即した適切な土地利用の誘導により、無秩序な開発を規制し、地域の活性化を図ります。

■ 東富士演習場地域

東富士演習場地域は、国家的観点からその配置がなされている地域です。

(※1) 立体交差する道路相互間、または近接する道路相互間を連絡路によって立体的に接続する施設

《将来都市構造図》



4-4. 都市づくりの分野別方針

(1) 土地利用に関する方針

1) 市街化区域の土地利用

多くの市民や来街者が利用する JR 御殿場駅周辺の中心市街地では、快適で賑わい、魅力のある商業・業務環境の形成を図ります。

既存の住宅地においては、地区計画制度の活用のほか、空き地や空き家の有効活用を促進し、良好な居住環境の維持・保全に努めます。

工業地においては、既存の工業団地の操業環境を維持・保全するとともに、高速道路 SIC^(※1) 周辺や幹線道路沿道などにおいて、新たな産業用地の創出を図ります。

■低層住宅ゾーン

○戸建住宅を主体とした低層住居を中心に、ゆとりある居住環境の形成を目指します。

○地区計画制度などの活用により、質の高い居住環境を維持・保全するとともに、空き地や空き家などの低未利用地の活用を促進します。

■一般住宅ゾーン

○中層住宅を中心に、日常の生活に必要なサービス施設が立地した生活利便性の高い良好な居住環境の形成を目指します。

○地区計画制度などの活用により、計画的な都市基盤整備を図るとともに、空き地や空き家などの低未利用地の活用を促進します。

○御殿場市役所周辺では、公共公益施設や行政サービス機能の充実を図ります。

■沿道ゾーン（市街化区域）

○周辺の住環境に配慮しつつ、交通利便性を活かした沿道型の商業・サービス施設などの適切な立地誘導を図ります。

○富士山の眺望を確保した沿道景観の形成を図ります。

■商業・業務ゾーン

○本市の玄関口である JR 御殿場駅周辺の中心市街地では、集客性・利便性の高い商業・サービス、交流施設などの立地誘導や魅力ある都市景観の形成を促進します。

○JR 御殿場駅など多くの人々が利用する施設周辺では、道路や建物などのバリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した環境整備を促進します。

■工業・流通ゾーン

○東名高速道路駒門 SIC や新東名高速道路新御殿場 IC など、広域交通利便性を活かした新たな産業用地の確保や優良企業の誘致を促進します。また、新たな産業用地の整備については、敷地外周部への緩衝緑地の設置や地区計画制度などの活用により、周辺環境に配慮した産業基盤施設の整備を促進します。

(※1) 高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジ

- 既存工業地については、未利用地などへの企業誘致を進めるとともに、既存の操業環境の維持・保全を図ります。
- 市南部の市境付近については、隣接市の開発動向を踏まえつつ、適切な土地利用を検討します。

2) 市街化調整区域の土地利用

市街化調整区域の既存集落地周辺については、農地などの周辺環境との調和を図るとともに、既存の生活環境の維持・改善を図る観点から、適切な土地利用の規制・誘導を図ります。

富士山や箱根山系については、優良な自然環境と良好な景観を保全するとともに、これらの地域資源を有効に活用し、さらなる観光振興を図る土地利用を促進します。

“ふじのくに”フロンティアを拓く取組「御殿場“エコガーデンシティ”産業立地促進エリア」においては、持続可能なエネルギー利用と低炭素社会を実現しながら、地域経済の好循環を目指す産業の計画的な土地利用を図ります。

また、市街化調整区域の土地利用の推進については、今後、「市街化調整区域における地区計画適用の基本的な方針」の策定も見据え、無秩序な開発が進まぬよう、適正な土地利用の規制・誘導に努めます。

■ゆとり・生活ゾーン

- 新東名高速道路の供用開始に伴い、(都)御殿場高根線などの幹線道路をはじめ、生活道路網が整備された土地利用の促進が見込まれることから、自然環境や農業環境との整合を図りつつ、ゆとりある生活環境の形成を図ります。
- JR 南御殿場駅から県合同庁舎周辺の地域については、田園環境と業務環境が調和する生活ゾーンとして形成を図ります。

■ふるさと・生活ゾーン

- 地域拠点を中心とした集落地周辺において、地域住民の日常生活やコミュニティ活動に必要なサービス施設などの維持・確保を図るとともに、周辺の農地や自然環境と調和した居住環境の形成を図ります。

■沿道ゾーン（市街化調整区域）

- 周辺農地や生活環境に配慮しつつ、沿道サービス施設などの適切な土地利用の誘導を図ります。
- 新東名高速道路新御殿場 IC 開設に伴うランプ周辺は、農地などの周辺環境に配慮した土地利用を基本に、「新東名高速道路等 IC 周辺土地利用構想」に即した規制・誘導を図ります。
- 東名高速道路御殿場 IC 周辺では、道の駅的な機能を有する沿道サービス施設などの誘致を促進します。

■工業・流通ゾーン

- 夏刈地区や板妻南地区では、市街化区域への編入を視野に入れた適切な開発手法により、計画的な工業地の形成を図ります。
- 神場南企業団地西地区や既存工業団地周辺などにおいては、地域の合意形成や動向を見極めながら、適切な土地利用を検討します。

■農地環境ゾーン

- 安定的な農業環境の創出に向けて、一団の農地の保全や交換分合などによる農地の集約化を推進します。
- 多様な生物の生息地としての機能や遊水・保水機能、景観形成上の機能を有する農地については、適切な維持・保全を図ります。
- 地域の活力を創出するため、優良田園住宅制度の活用や体験型農園などの整備を進め、交流・体験・滞在型農業の推進を図ります。

■自然環境ゾーン

- 国立公園やその周辺の山林については、本市の豊かな自然環境として保全を図るとともに、水源涵養機能を高め、土砂災害を防止するため、森林の適正な維持・管理を促進します。
- 自然の保全とともに、人々が集う憩いの場である市民の森づくりを推進します。

■観光・交流ゾーン

- 交流軸周辺の地域資源を活かした魅力的な土地利用の形成を図るとともに、観光資源やスポーツ・アクティビティ・体験レジャー施設間の連携を高め、魅力ある観光・交流ゾーンの形成を図ります。また、隣接都市と連絡する広域的な軸やゾーンでもあることから、交流軸周辺について、沿道サービス施設の適切な誘導を検討します。
- 周辺の自然景観に配慮しつつ、秩父宮記念公園、御殿場プレミアム・アウトレット、御殿場高原時之栖といった既存の観光資源を活用した適切な土地利用の推進と、観光・レクリエーション機能の充実を図ります。また、観光・スポーツ施設及び公共交通事業者などと連携し、観光客の滞留性・回遊性の向上を図ります。
- 富士山への登山者や御殿場プレミアム・アウトレットなどに来場する外国人観光客への案内標記の充実や観光スポットへの適切な誘導を図り、観光の活性化を促進します。
- 駒門 SIC や足柄 SIC 周辺では、交通利便性の高い立地特性を活かし、既存の地域資源を活用した適正な土地利用の促進を図ります。

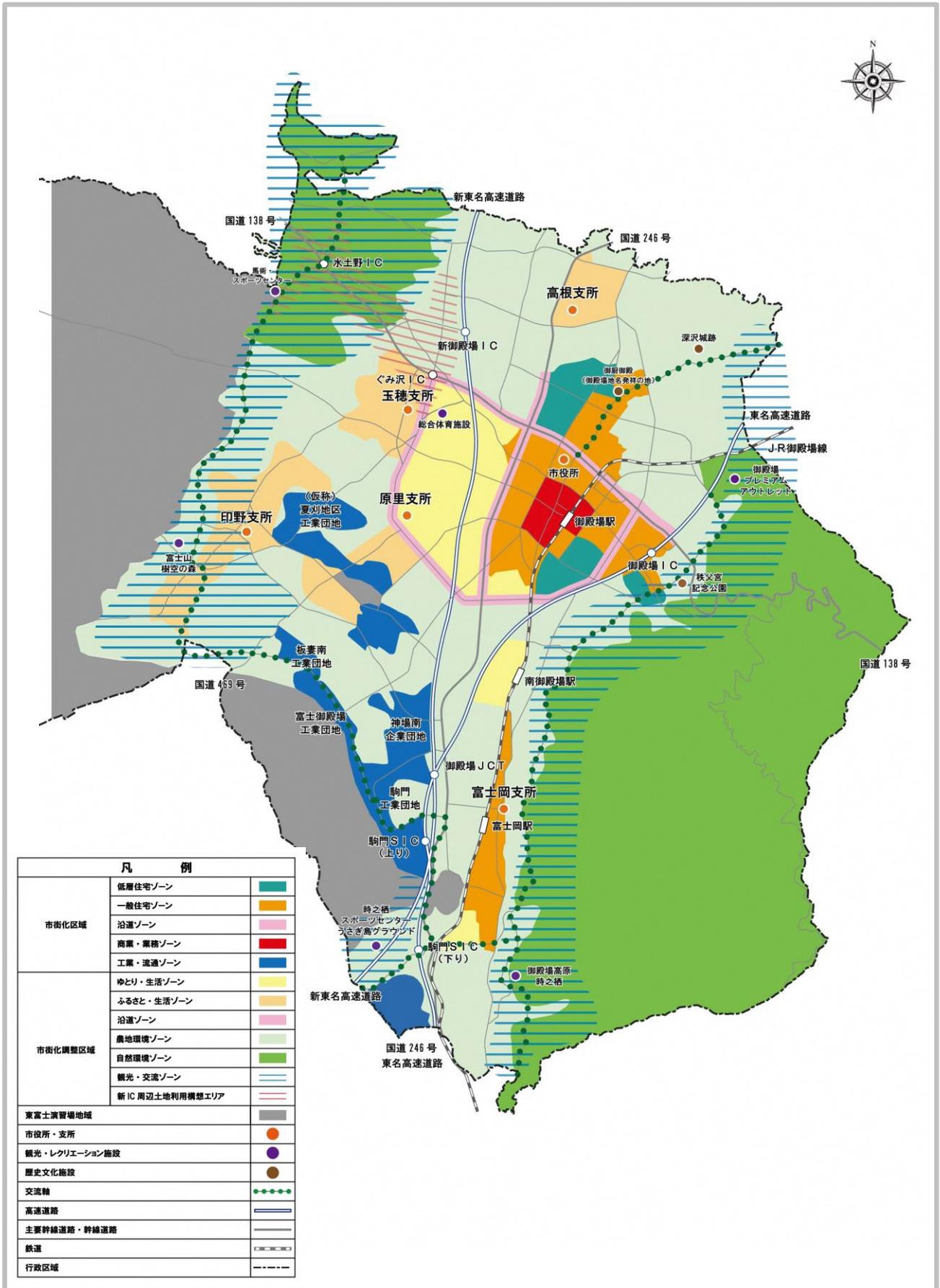
■新 IC 周辺土地利用構想エリア

- 新東名高速道路新御殿場 IC 周辺においては、「新東名高速道路等 IC 周辺土地利用構想」に即した適切な土地利用を誘導し、地域の活性化を目指します。

■東富士演習場地域

- 東富士演習場をはじめとする防衛施設と地域とが、共存共栄してきた歴史に鑑み、市民生活への影響などを考慮しながら、民生安定のための諸施策が講じられるよう、関係機関との調整を図ります。

<将来土地利用方針図>



(2) 市街地整備に関する方針

1) 市街地整備の方針

既成市街地や既存集落地における住宅地については、地区計画制度の活用や空き地・空き家の有効活用により、良好な居住環境の維持・保全を図ります。

商業・業務地については、JR 御殿場駅周辺の魅力向上を図るとともに、国道 246 号、国道 138 号などへの沿道サービス施設の適切な立地誘導や沿道景観の形成を図ります。

工業地については、本市の産業振興に向けて、既存工業団地などの操業環境の維持・保全に努めるほか、広域交通利便性の高い地域において、周辺環境と調和した新たな産業用地の創出を図ります。

公共公益施設の整備改修や歩道の整備など、新たな市街地環境の整備については、ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮するとともに、Society5.0 により実現する全体最適化の社会構築に向けて、ICT や IoT、AI の積極的な活用による情報インフラ・情報通信ネットワークなどの整備推進・充実化を図ります。

■ 住宅地

○既成市街地における住宅地内の低・未利用地については、地区計画制度などの活用により、地域に必要な道路環境の整備を図り、良好な居住環境の形成に努めます。

○JR 御殿場駅周辺など、住宅と店舗などの混在がみられる市街地においては、魅力的で生活利便性の高い居住環境の形成に努めます。

○郊外の既存集落地については、支所周辺を中心とした地域において、狭あい道路の解消や日常生活に必要な商業・サービス施設の維持・充実を図り、暮らしやすい居住環境の形成に努めます。また、周辺の自然・農業環境と共生したゆとりある居住環境の形成に向けて、地区計画、建築協定^(※1)、緑地協定^(※2)などの検討を進めます。

○市営住宅については、入居者の安全・安心の確保と住環境に配慮しつつ、計画的な施設の予防保全に努め、建物などの長寿命化を図ります。

○災害に強い安全・安心な居住環境の形成に向けて、建築物の不燃化、バリアフリー住宅及び環境共生住宅^(※3)などの普及を推進します。また、災害時の住宅倒壊などの被害を軽減するため、わが家の専門家診断事業や御殿場市木造住宅耐震補強助成事業など、市の助成制度を活用した建物の耐震性能の向上を促進します。

○市街地における水辺や農地、樹林地などは、都市景観や身近な自然環境として重要な要素であることから、これらに配慮した都市施設の整備を推進し、快適な住環境の形成を図ります。

■ 商業・業務地

○JR 御殿場駅周辺については、各世代が集える場所として、魅力ある商業・業務環境の形成や交通結節点としての機能強化を図るとともに、無電柱化や歩道のバリアフリーに配慮した環境整備、公共空間の利活用の促進を図り、居心地が良く歩きたくなるようなまちなかの環境形成に努めます。

○新東名高速道路新御殿場 IC 周辺では、農地環境と調和した土地利用の推進を図ります。

(※1)一定の区域内の土地所有者等の全員の合意のもとに、建築物の構造・用途・形態・意匠などに関する基準を定める協定

(※2)都市の良好な環境を確保するため、緑地の保全または緑化の推進に関する事項について、土地所有者等の全員の合意により結ぶ協定

(※3)地球環境を保全するという観点から、エネルギー・資源・廃棄物などの面で十分な配慮がなされ、また、周辺の自然環境と親密に美しく調和し、住み手が主体的に係りながら、健康で快適に生活できるよう工夫された住宅およびその地域環境

○国道 246 号、国道 138 号、(都) 御殿場高根線などの幹線道路の沿道については、沿道利用サービスの向上を図るとともに、「景観計画」に基づく看板の規制や敷地の緑化のほか、植樹帯の設置や中央分離帯の緑化を図るなど、快適な沿道景観の形成を促進します。

■工業地

○駒門工業団地などの既存工業地においては、操業環境の維持・保全を図るとともに、公害防止や周辺地区の環境共生に向けて、工業敷地外周部の緑化の促進や計画的な施設配置による質の高い工業地の形成を誘導します。

○市街地内の工場、事業所については、周辺の居住環境との共生に配慮しつつ、敷地内部の緑化や外周部の修景緑化^(※1)などに向けた取り組みのほか、工業団地への集約化を検討します。

○夏刈地区や板妻南地区などへの新たな工業地の形成については、市街化区域への編入と併せた市街地開発事業や地区計画制度などの活用により、計画的な開発を促進するとともに、工業敷地外周部における緩衝緑地の設置など周辺環境との調和を図ります。



工業団地の修景緑化

(※1) 緑化により、景観を美しく整えること。

(3) 都市施設の整備方針

1) 道路の整備方針

高速道路及び主要幹線道路は、本市と広域的な都市とを連絡する道路として、未整備区間の着実な整備を推進します。

主要幹線道路などは、都市拠点と地域拠点や地域拠点間の連絡強化を推進するとともに、都市の開発状況や地域の交通事情などを勘案しつつ、「幹線市道整備 10 か年計画」に基づき整備を推進します。

生活道路は、歩行者・自転車利用者などの利便性の確保や災害時における安全性の向上に向けて、整備を推進します。

道路整備全般については、既存ストックの活用を促進し、アセットマネジメント^(※1)の導入を図るとともに、これまで整備してきた既存道路について、効率的な維持管理を推進します。

■ 高速道路（自動車専用道路）

- 新東名高速道路新御殿場 IC 以東の早期開通を促進します。
- 東名高速道路、新東名高速道路への SIC の整備について、必要に応じて検討を進めます。
- 新東名高速道路の高架下の有効利用について、地域と協議の上、交流機能の充実を図ります。

■ 主要幹線道路

- 国道 246 号（(都) 高根富士岡線）、国道 469 号について、適切な維持管理を促進します。
- 国道 138 号（(都) 深沢中畑線、(都) 御殿場須走線）の未整備区間について、早期完成に向けた整備を促進します。
- 国道 138 号と国道 469 号を連携する(都) 御殿場高根線の整備を促進します。

■ 幹線道路

- (都) 御殿場高根線、(都) 東部幹線、(都) 新橋深沢線などの幹線道路については、都市拠点と地域拠点との連携強化や地域の活性化に向けて、「幹線市道整備 10 か年計画」に基づいた整備を推進します。
- 市街地の幹線道路は、市民や来街者が快適で安全に通行できるよう、歩道の連続性を確保するとともに、バリアフリーに配慮した環境整備や無電柱化などの整備を推進します。
- 広域農道（ロマンチック街道）や団地間連絡道路においては、観光・レクリエーション拠点間の連携や工業・流通ゾーンへの連絡機能を担う道路として維持・保全を図ります。

(※1) 施設(資産)に対し、管理に必要な費用、人員を投入し、良好なサービスを持続的に提供するための事業運営

■生活道路

- 公共公益施設周辺については、歩道の設置とともに舗装の改良やカラー舗装などによる歩車分離を進め、交通規制などのソフト施策とあわせて、誰もが安心して通行できる道路環境の整備を推進します。
- 住宅密集地における狭あい道路などの改良整備を進めるとともに、舗装がされていない砂利道などの整備を推進します。
- 通過交通とならないような道路計画を進めるほか、関係機関との協力のもと、交差点改良や狭あい道路の拡幅などの整備を推進します。

■その他

- 東京2020オリンピック・パラリンピック開催後のレガシーとして、また、環境共生や健康増進に役立つ移動手段としての自転車利用を促進するため、交通拠点や観光施設の周辺や施設間を結ぶ沿道について、自転車ネットワークの形成や自転車走行空間の整備などを推進します。
- 既存の橋梁については、「橋梁長寿命化計画」などに基づいた適切な維持管理を推進します。
- 長期にわたり都市計画決定したまま未整備となっている道路においては、社会情勢の変化などを勘案して再検証を行い、必要に応じて廃止・変更などの検討を行います。

2) 交通施設の整備方針

本市の玄関口であるJR御殿場駅周辺では、交通結節点機能の強化のほか、商業・業務機能などの立地や公共空間の利活用を促進し、居心地が良く歩きたくなるような魅力ある駅前環境の創出を図ります。

JR富士岡駅周辺やJR南御殿場駅周辺では、駅前環境の整備に努めるほか、駅利用者や地域住民が利用する生活サービス施設などの立地を促進し、利便性の高い駅前環境の創出を図ります。

交通施設の周辺では、歩行者や自転車利用者の安全性や利便性に配慮するとともに、高齢者や障がい者、子育て世代など誰もが安心して移動できるようユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した環境整備を促進します。

■鉄道駅周辺

- JR御殿場駅西側の富士山口については、駅前広場の交通拠点としての機能充実を図るとともに、商業施設の更新による景観に配慮した観光・商業・交流施設の立地誘導などを促進し、魅力的な商業・業務環境の形成に向けた適切な土地利用の規制・誘導を図ります。
- JR御殿場駅東側の箱根乙女口については、居住環境と商業・サービス機能が調和した適切な土地利用の規制・誘導を図ります。
- (都)新橋深沢線、(都)新橋茭沢線及びそれらを結ぶ道路の整備を推進するとともに、その沿道について景観に配慮した商業・サービス施設の立地を誘導します。
- JR南御殿場駅前広場は、地域と協力し、利用者の利便性向上に努めます。
- JR富士岡駅前広場は、歩行者や自動車、バスなどの動線が交錯していることから、カラー舗装などによる歩車分離の整備など、相互の安全に配慮した交通環境整備の推進を検討します。
- JR御殿場線の各駅周辺では、「バリアフリー基本構想」に基づき、誰もが安全・安心に移動できる施設整備を推進します。
- 民間事業者などとの連携のもと、サイクルラックの設置を推進します。

3) 公共交通の整備方針

公共交通機関は、単なる移動手段としての役割だけでなく、環境負荷の低減とともに高齢者などの日常生活の向上、交通混雑の緩和、まちの賑わい創出など、市民生活への様々な利点があることから、利用促進に向けた積極的な取組みを図ります。

■鉄道

- JR 御殿場線は、利用者の利便性や地域の魅力の向上に向けて、電車運行本数の増加や観光企画列車の運行などについて、交通事業者と協力し検討を進めます。
- 地域住民からの要望の高い既存の駅の改修や新駅設置については、必要に応じて、JR との協議・検討を行います。
- JR 御殿場線沿線の市町からなる御殿場線利活用推進協議会において、鉄道事業者との協議を行い、持続可能な新しい交通体系の構築を推進します。

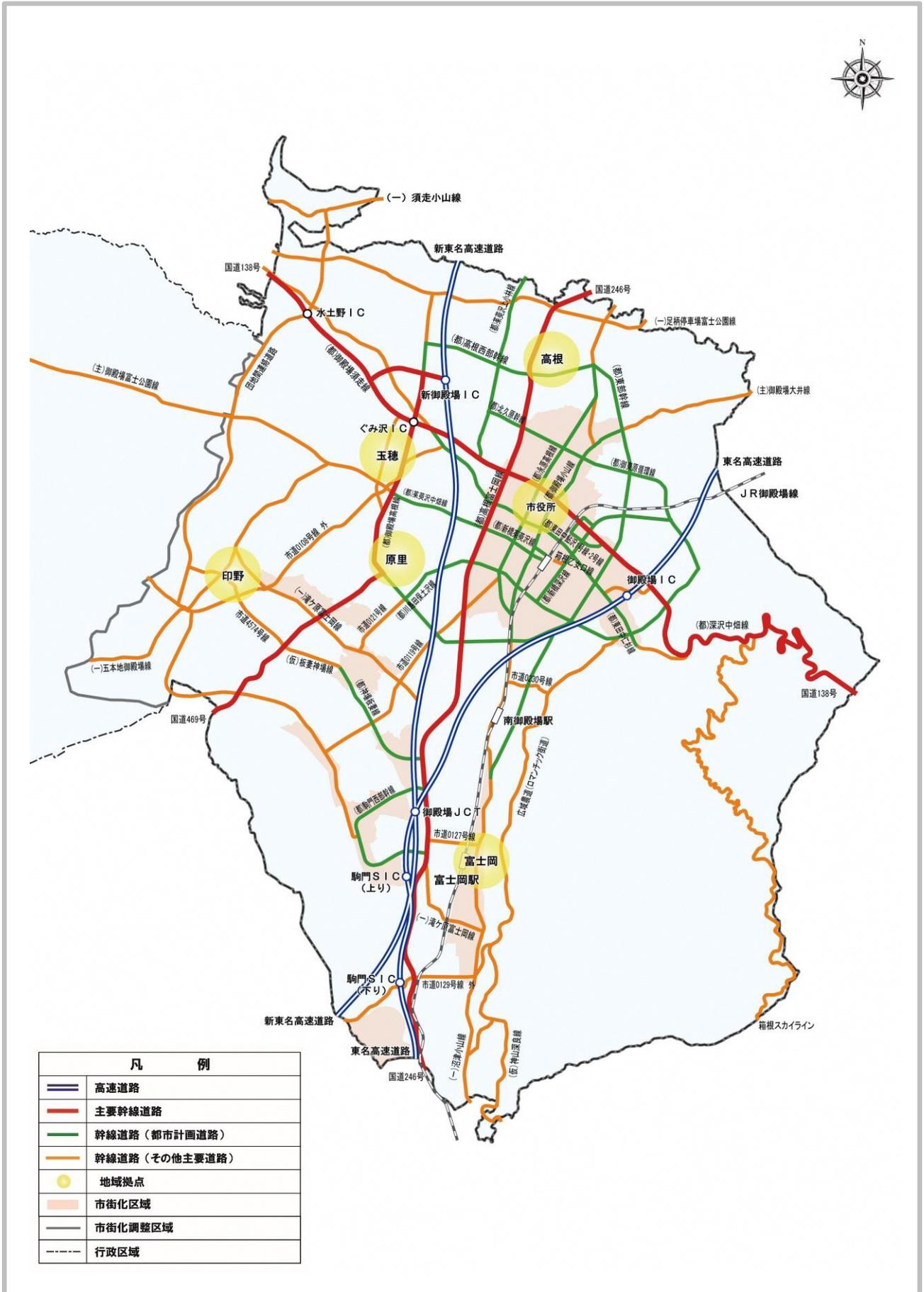
■バス

- 高齢者や障がい者、子育て世代など、交通弱者を対象とした市内循環バスや、医療福祉施設などの公益施設と連携した循環バスなど、日常生活の移動確保に向けたバス運行の充実に努めます。
- 交通空白地域を中心に、福祉分野と連携した移動支援サービスや、高齢者等にやさしい次世代型小型EVの活用など、新たな公共交通の導入可能性の検討を進めます。
- 市内の各駅から工業団地などへの循環バスのほか、既存の住宅団地からの通勤・通学バスや観光周遊バスの運行など、地域の活性化や魅力向上に向けた公共交通の利用施策を関係事業者と協力し検討を図ります。
- バス利用の促進にあたり、地域公共交通協議会や交通事業者と協力し、利便性の高い路線網の確保、低床バスの導入、停車施設の充実など利便性向上に努めるとともに、地域ぐるみでのバス利用を促進する運動を推進します。

■タクシー

- 高齢者や障がい者、子育て世代など、誰もが利用できるユニバーサルデザインタクシーなどの普及を促進します。

<将来骨格道路網図>



4) 公園・緑地の整備方針

公園・緑地の整備については、「緑の基本計画」に即した適切な整備を推進します。

市街地においては、市民が日常生活の中で、憩いや安らぎを感じられる場として、潤いのある居住環境や産業環境の形成を図るため、都市公園の適切な整備や維持管理に取り組むほか、街路や河川、公共施設などの緑化を推進します。

本市を代表する景観資源である富士山や箱根外輪山をはじめとする豊かな自然環境の保全に努めるほか、社寺林、農地、民有地の樹林地などの緑地の保全を図ります。

公園・緑地の効率的な維持・管理・整備について、アセットマネジメントの導入を図るとともに、NPOなどの市民団体におけるアダプトプログラム（里親制度）^(※1)を活用した市民協働の取り組みを推進します。

■ 都市公園等

- 地域住民などと協働し、都市公園などの機能の充実や、施設の活用と適切な維持管理を推進します。
- 市民の健康管理や地域コミュニティの形成にも寄与するよう、地域のニーズに沿った公園などの整備・維持管理を推進します。
- 公園施設の老朽化対策と市民の利用の安全性を確保するため、「公園施設長寿命化計画」に基づいた適切な維持管理を行うとともに、再整備の際にはユニバーサルデザインやバリアフリーなどにも配慮します。
- 建築文化的な価値が高い施設が立地している秩父宮記念公園では、自然環境を活かした公園として整備を推進するとともに、周辺の観光施設などと連携した観光交流の場として活用を図ります。

■ 市街地の緑化

- 既存住宅地において、潤いのある居住環境の形成を図るため、緑地や広場の整備を促進します。
- 新たな緑の創出に向けて、住宅地、商業地及び工業地における緑化を促進します。
- 緑に対する知識の普及や意識啓発を図り、市民が主体となった緑化活動を推進します。

■ 富士山・箱根外輪山の緑化景観

- 富士山や箱根外輪山の麓に広がる斜面緑地は、自然を満喫し散策できる公園・緑地として活用を検討します。また、景観的に美しく、災害にも強いとされる自然植生（混栽）へと、積極的な樹種転換を図り、自然林の再生を推進します。
- 広域農道（ロマンチック街道）や団地間連絡道路では、花の植樹などによる沿道緑化を図り、市民や来街者などに対し、もてなしの心のある道路空間として保全活用に努めます。

(※1)一定区画の公共の場所について、市民団体等が美化活動を行い、行政がこれを支援する制度

5) 河川・下水道の整備方針

河川については、浸水などの都市災害を防止するため改修を推進します。また、改修にあたっては、自然環境保全機能や親水機能を付加するなど環境共生型的手法を取り入れた整備を推進します。

公共下水道については、計画決定済区域の整備を計画的に推進するとともに、計画区域外の地域においては、合併処理浄化槽などの設置を促進し、適切な生活環境の保全を図ります。

また、下水道施設については、ストックマネジメント^(※1)計画に基づき、効率的な維持・管理を推進します。

■河川

○河川については、危険度の高い箇所、市民生活への影響の大きい箇所から優先的に整備を図ります。

○河川整備にあたり、防災機能の向上に加え、親水機能の整備や都市景観との調和、水中生物の生態系保全など、河川の環境機能を高めることを目指します。

■下水道

○衛生的で快適な地域環境の創出と公共用水域の水質保全を図るため、汚水処理施設の適切な整備を推進します。

○公共下水道事業以外の河川浄化策として、汚水処理施設（合併処理浄化槽、地域し尿処理施設（コミュニティプラント）、集落排水施設など）の適切な整備と維持管理に努めます。

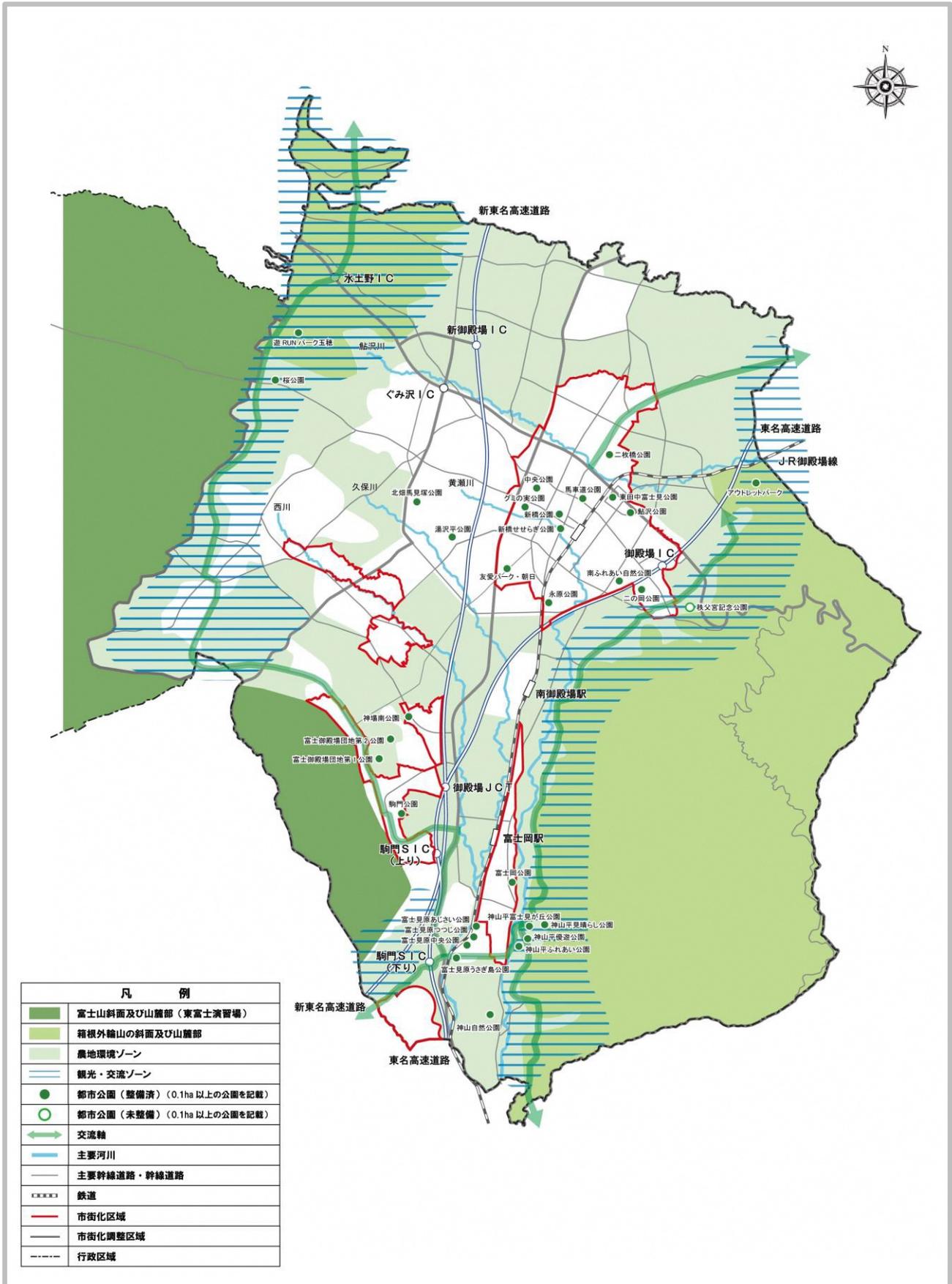
○合併処理浄化槽の普及による浄化槽汚泥の増加に加え、施設の老朽化に対応するため、将来必要となる処理量に応じた衛生センターの整備・更新を推進します。



湧水池

(※1) 持続可能な事業の実現を目的に、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、施設を計画的かつ効率的に管理すること。

<公園・緑地の配置方針図>



(4) 都市環境の形成方針

1) 自然環境の保全方針

豊かな自然と人とが調和した社会を目指して、市民・事業者・行政の役割を明確化し、協働による自然環境の保全を推進します。

本市に残る風土や歴史などの地域資源について、有効活用を図りつつ、適切な保全に努めます。

■ 富士山・箱根外輪山

○富士山や箱根外輪山などの森林は、水源涵養機能、土砂災害防止機能、動植物の生息地など様々な機能を有しているため、間伐や樹種転換などの適切な管理により、良好な自然環境の保全を推進します。また、風致地区などの都市計画制度に基づく保全を検討し、環境保全機能、観光交流機能などの向上を図ります。

■ 歴史拠点

○東山旧岸邸や深沢城跡など、地域に点在し、市民に親しまれている歴史的・文化的資源の風景は維持・保全に努めます。

○寺社樹林地などの鎮守の森や小河川などについて、市街地の良好な環境を形成する要素として積極的な保全を図ります。

■ 水辺

○河川や水路・湧水池などの保全に努めるとともに、多様な生物の生息できる環境を整備し、良好な水辺環境づくりを推進します。

○一級河川である黄瀬川、久保川、西川、二級河川である鮎沢川、小山川、普通河川である小山佐野川などについては、市民の身近な水辺空間として利用できるよう親水空間の整備を推進します。

■ 農地

○農地は食料生産だけでなく、環境保全・防災機能のほか、景観機能も有することから、ほ場整備が完了した優良な農地を中心にその保全に努めます。

○動植物が生息する水田や用水路などの農地は、生物多様性を守りつつ、人と自然が共存できる場として環境整備を推進します。

○田園風景の保全に努めつつ、農産物の販路拡大や遊休農地の有効利用などを図り、地産・地消を目指した活力ある農業経営を推進します。

2) 都市景観の形成方針

都市景観の形成については、「総合景観条例」、「景観計画」に基づき、市民・事業者・行政が一体となり、自然環境や歴史的・文化的資源などの良好な景観の保全・誘導を図るとともに、貴重かつ重要な資源としても適切に保全し、後世に伝える景観の形成を推進します。

本市では、JR 御殿場駅を中心とした市街地景観と富士山や箱根外輪山をはじめとする山林や農地などの自然景観を有しており、御殿場ならではの美しい景観の形成・維持保全に向けて、市民などの意識の醸成を様々な機会と捉え、実施していくとともに、様々な担い手の育成を図ります。

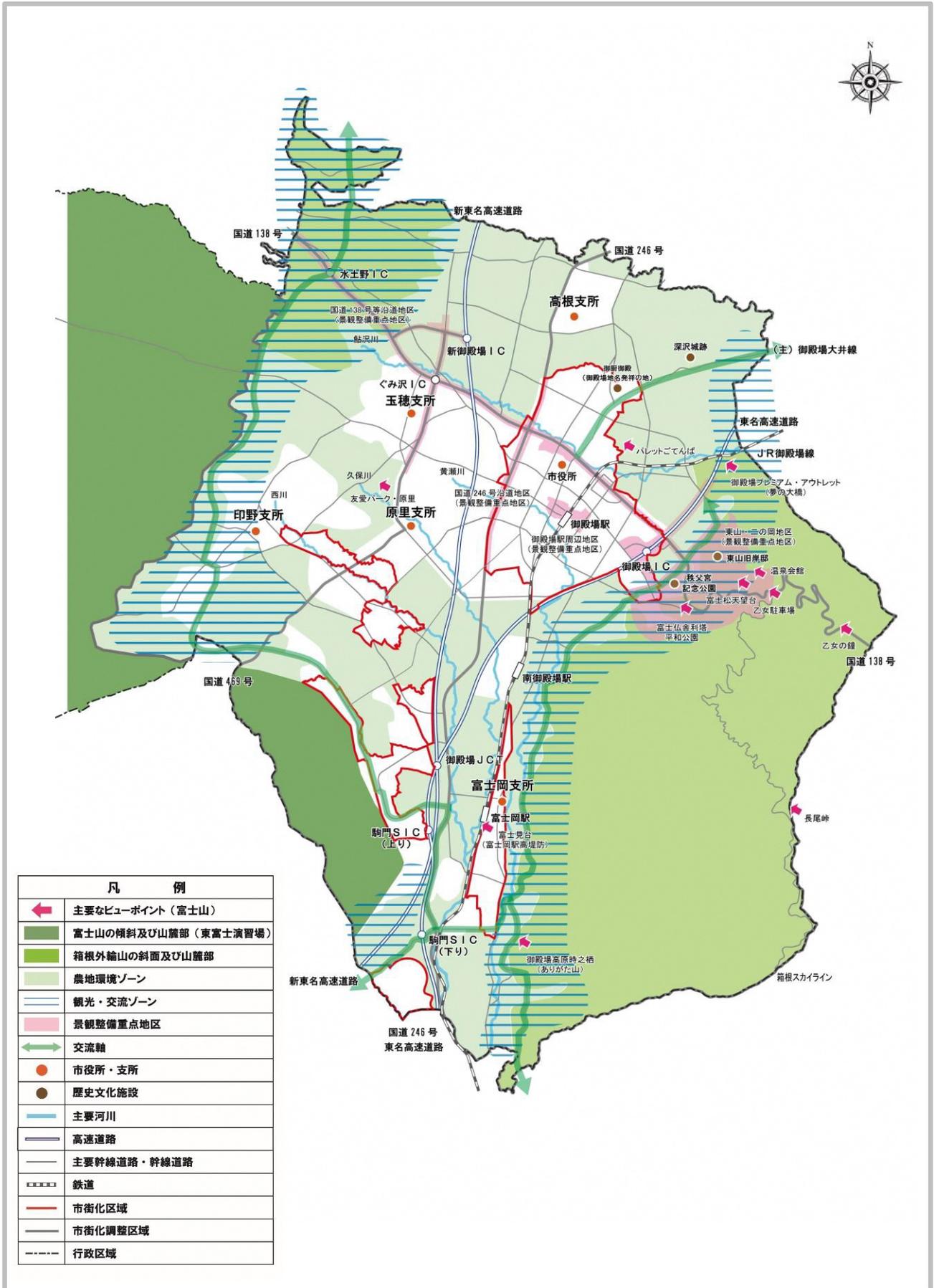
■ 市街地景観

- 本市の景観シンボルである富士山や箱根山系の眺望を保全・創出するため、地域の特性を踏まえ、無電柱化の推進や景観に配慮した建築物の高さ制限、大規模建築物の景観誘導などを推進します。
- 既存住宅地周辺においては、地域住民などと協働し、建築物の形態誘導や緑化など、周辺の街並みと調和した景観形成に努めます。
- 景観整備重点地区である御殿場駅周辺地区では、屋外広告物や建築物の意匠・形態などの規制・誘導を推進するとともに、幹線道路沿道において無電柱化の推進や建築物の高さ制限を設けるなど、都市計画制度の活用も視野に、富士山や箱根外輪山の眺望に配慮した、本市の玄関口にふさわしい賑わいのある景観の維持・保全と形成を図ります。
- 景観整備重点地区である国道 138 号等沿道地区や国道 246 号沿道地区では、屋外広告物や建築物の意匠・形態などの規制・誘導を行い、富士山への眺望を重視しつつ良好な沿道景観の形成を図ります。

■ 自然景観

- 農地については、農業振興や地域振興を図りつつ、地域の原風景として優良な田園景観の保全を図ります。
- 秩父宮記念公園などの歴史的・文化的資源を活用した良好な景観の形成を促進します。
- 各拠点などから眺望される山並みや森林などの自然環境について、本市を特徴づける景観資源として保全を図ります。
- 景観整備重点地区である東山・二の岡地区は、自然景観や歴史的・文化的な趣のある良好な景観を保全するとともに、観光資源として活用を推進します。
- 富士山や箱根山系の眺望景観を楽しむことができるビューポイントの整備や眺望景観の保全を図ります。
- 交流軸周辺の観光・交流ゾーンでは、富士山の風景を活かした景観の形成を推進します。

〈都市環境の形成方針図〉



3) 防災環境の整備方針

市民の生命や財産を災害から守るため、ハード・ソフト両面からの防災対策の充実を図るとともに、防災意識の高揚や地域の自主防災力の向上を促し、総合的な防災・減災対策の強化を推進します。

本市は、南海トラフ地震などに係る地震防災対策強化地域の指定を受けており、最大震度6強以上となることが予想されることから、「地域防災計画」及び「耐震改修促進計画」などにに基づき、揺れによる建物の倒壊、液状化による低地への影響に対する建物の耐震化や道路、橋、水道施設などの耐震性の向上を図ります。

また、行政情報や観光情報、防災情報など、市民や来街者に必要となる地域情報発信ステーションである「富士山 GOGO エフエム」の普及促進などの支援に努めます。

■地震対策

- 主要な道路、橋、水道施設など公共施設の強度を高め、耐震性の向上を推進します。
- 既存住宅地などにおいて、地域性を考慮しつつ、建築更新時に合わせた道路の拡幅整備や壁面後退など、必要な防火対策を推進します。
- 避難所における防災資機材など必需品の備蓄を行うとともに、防災倉庫などの整備を促進します。
- 耐震性能の劣る公共施設の改築・耐震補強を推進するとともに、防災拠点としての機能強化を図ります。また、民間のホテルや飲食店などの不特定多数の人が利用する施設について耐震化を促進します。
- 高密度な住宅密集地域においては、建築物の耐震化、不燃化、壁面後退などを促進し、延焼遮断機能の強化を図ります。
- 耐震補強助成事業などの活用により、木造住宅の耐震診断や耐震化を促進するとともに、合わせて、倒壊の恐れのあるブロック塀等の撤去、改善、生け垣化などを促進します。

■火山対策

- 富士山に係る火山防災対策の充実を図るとともに、公共施設などの安全性確保、砂防・治山施設の整備、ライフライン施設の安全性確保を促進します。
- 噴火被害を最小限にするため、富士山火山ハザードマップや火山情報の提供及び周知を図ります。

■豪雨対策

- 良好な自然・農地環境を保全し、保水機能の維持を図るとともに、治山治水対策、砂防対策、河川や水路の改修整備による浸水対策を推進します。
- 道路・広場などの公共空間の整備については、保水・透水性などに配慮し、豪雨災害の抑制などを図ります。また、土地開発などにおいては、土地利用事業指導要綱に基づく防災調整池の設置を推進します。

■減災対策

- 安全な避難経路・避難所を確保するとともに、防災マップや各種ハザードマップの周知を図り、市民の防災意識の高揚を図ります。

- 地域防災無線、SNS、FMラジオなどを利用した迅速な情報伝達体制や連携を図るとともに、定期的な防災訓練や各種ハザードマップによる防災減災意識の普及啓発、地域自主防災組織の防災力強化を促進し、災害発生時における減災対策に努めます。

■ 防災拠点対策

- 災害対策本部・支部・物資集積所などの防災拠点における資機材などの整備を推進し、災害対応力の向上を図ります。

4) 循環型社会の形成方針

市民生活や事業活動における資源やエネルギーの消費抑制、環境負荷の小さいエネルギーや新しいエネルギーの利用を促進するほか、ごみ削減に必要な従来の3R（廃棄物などの発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル））に、プラスチックごみの発生抑制や海洋流出防止のための新たな3R（断る（リフューズ）、戻す（リターン）、回復させる（リカバー））を加えた6Rの推進を図り、循環型社会を目指します。

環境への取り組みを促進するため、市民などへの環境教育を充実させ、環境意識の啓発に努めます。

■ 発生抑制・再資源化

- 生ごみやプラスチックごみなどの発生抑制や減量化、再資源化に努めるとともに、再生可能な生物由来の有機性資源の有効利用などにより、都市環境の向上を図ります。
- 「一般廃棄物処理基本計画」などに基づき、一般廃棄物の排出抑制、減量化、資源化、再生利用の推進に努めます。

■ 環境負荷の低減

- 公共施設への率先的な省エネの導入を推進し、エネルギー消費の削減に努めます。
- 地産地消を促進し、農作物の移動距離の短縮化により、環境負荷の低減を図ります。
- 防犯灯や街路灯などについて、太陽光エネルギーなどを利用した環境負荷の少ない照明の普及に努めます。
- 公共交通や自転車の利用促進を図るほか、幹線道路における交通渋滞の解消や緑化の推進などを促進し、温室効果ガスの発生抑制に努めます。
- 大規模集客施設や主要幹線道路沿道などにおいて、電気自動車の充電施設や燃料電池車用水素ステーションの普及を促進します。